



2019年2月18日

各 位

会 社 名 株式会社リコー
代表者氏名 代表取締役 社長執行役員 山下 良則
(コード番号 7752 東証第1部)
問い合わせ先 広報室長 橋本 潔
電話番号 050-3814-2806

リコーインド債権者委員会による会社更生計画案の承認について

Ricoh India Limited (登記上本社:ムンバイ、ボンベイ証券取引所上場、以下「リコーインド」)は、同社債権者委員会が会社更生計画案を承認したことを2月15日に開示しましたのでお知らせいたします。

2018年5月28日に開示しました「海外関連会社の会社更生手続開始について」のとおり、リコーインドは2018年1月29日にインド National Company Law Tribunal(会社法審判所)に対してインド破産倒産法(Insolvency and Bankruptcy Code)第10条に基づく会社更生手続開始の申立(*1)を行い、同年5月14日付けでその開始決定を受けておりました。

この決定に伴い会社法審判所によってモラトリアム(*2)が発令されるとともに、Resolution Professionalと呼ばれる管財人が任命され、当該管財人による管理下で、外部スポンサー候補から更生計画案を募っておりました。

今般、複数提出された更生計画案から債権者委員会が選定を行い、ひとつの計画案が承認されました。

今後、承認された更生計画案は管財人により会社法審判所に提出され、同所にて計画案の承認・非承認の決定を行う予定です。

なお、本件による当社連結財務諸表への影響については現在確認中であり、連結決算見通しの修正が必要と判断される場合には速やかに公表いたします。

また、リコーインドの概要等につきましては、2018年1月30日付の弊社の開示内容をご参照ください。(リコーインドは、当社グループが73.6%を出資するインドの販売子会社ですが、会社更生手続に入り管財人が任命された昨年5月に連結の範囲から除外しております。)

*1...インド破産倒産法第10条に基づく会社更生手続について

当該申立てを受けた会社法審判所により手続開始決定がなされると、管財人による財産管理が行われるとともに、債権者委員会による承認及び会社法審判所による認可を目指して更生計画案の作成が行われる期間が設けられます。当該期間

内に会社法審判所に更生計画案が提出されなかった場合や、更生計画案が非承認となった場合、その他インド破産倒産法所定の事由が発生した場合には、清算手続きへと移行することとなります。

***2...モラトリアムについて**

インド会社法審判所は、倒産処理手続開始決定と同時にモラトリアムを発令します。モラトリアム発令中は、債務者が占有する財産の所有者等による占有の回復、債務者に対する司法その他の手続き、担保権の実行、債務者の資産や権利の処分などの行為が禁止されます。モラトリアムは会社法審判所による更生計画案の承認命令または清算命令が行われるまで継続されます。

以上